

## 事務所等移転・事業年度変更報告書記載要領

1 法人が事業年度の変更、事務所等の移転（本県内に複数の事務所を有する場合で、納税地として指定していた事務所等を廃止し、本県内の他の事務所等所在地に納税地を変更した場合は含まず。以下同じ。）、資本金の額の異動、商号の変更、代表者の変更又は事業目的の変更等をした場合には、次の記載要領を参考としてこの報告書を作成し、添付書類を添えて納税地を管轄する県税事務所に提出してください。

なお、法人が会社の分割による営業の譲渡をした場合で、その分割が法人税法第2条第12号の9に規定する分割型分割（以下「分割型分割」といいます。）に該当するときについても、この報告書を提出してください。

2 法人課税信託の受託者（当該法人課税信託の受託者が2以上ある場合には、当該法人課税信託の信託事務を主宰する受託者。以下同じ。）は、法人課税信託の信託資産等が帰属するとみなされた者（以下「受託法人」といいます。）が事務所等の移転、商号の変更、代表者の変更、氏名の変更及び信託の分割等をした場合には、この報告書を作成し、添付書類を添えて納税地を管轄する県税事務所に提出してください。

なお、愛知県内に固有資産等が帰属するとみなされた法人課税信託の受託者である法人（以下「固有法人」といいます。）の事務所等を設置していない法人課税信託の受託者が、事務所等の移転、商号の変更、代表者の変更、氏名の変更等をした場合には、固有法人についてもこの報告書を提出してください。

### 3 各欄の記載要領

(1) 「本店又は本社所在地」欄には、登記してある本店又は主たる事務所等所在地を記載してください。

(2) 「法人の名称」及び「代表者氏名」欄には、必ずフリガナを記載してください。

なお、受託法人がこの報告書を提出するときは、受託法人が法人である場合は、法人の名称及び法人課税信託の名称並びに代表者氏名を、受託法人が個人である場合は、個人名及び法人課税信託の名称を記載してください。

(3) 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいいます。）を記載してください。

#### 事務所等を移転

(4) 「年 月 日事業年度を変更しました。」は、異動・変更の事実が発生した年月日を記載してください。

(5) 「移転した事務所等」欄の「名称」には、本店又は支店の別を記載し異動前、異動後の所在地を記載してください。

(6) 「変更した事業年度」欄には、変更前及び変更後の事業年度を記載してください。

なお、分割型分割に該当する場合で、事業年度の途中において分割期日が到来することにより事業年度とみなされる日がある場合においても記載してください。

また、地方税法施行令第15条の3第4項（法人課税信託の事業年度の特例）の規定の適用がある場合は、余白にその旨を記載してください。

(7) 「分割型分割の場合のみなし事業年度等に関する事項」の各欄は、その分割が分割型分割に該当する場合に、次により記載してください。

ア 「分割期日」欄は、分割計画書又は分割契約書等において分割期日と定めた日を記載してください。

イ 「分割の区分」欄は、分割の内容について該当するものの□にレ点を付してください。

なお、分割により営業の譲渡を受けた法人が、新たに設立された法人である場合には、その法人の本店所在地を管轄する都道府県にこの報告書と併せて法人の設立の届けを提出してください。

ウ 「適格区分」欄は、法人税法第2条第12号の11（適格分割）に該当する場合には「適格」、該当しない場合には「その他」のそれぞれ□にレ点を付してください。

(8) 事務所等の移転又は事業年度の変更以外の異動又は変更事項がある場合には、「変更事項」欄にその事項（「資本金の額」、「法人の名称」、「代表者」等）を記載の上、「新・旧」欄に異動・変更内容を記載してください。

### 4 添付書類

次の書類のうち、異動又は変更事項が確認できるものを添付してください。

- (1) 定款、寄附行為、規約又は規則の写し
- (2) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の写し
- (3) 分割計画書又は分割契約書の写し（分割型分割の場合）
- (4) 法人課税信託に係る契約書、約款、公正証書等の写し